

第2期沖縄島北部地域におけるジャワマングース防除実施計画 の決定と始動について

平成 25 年 4 月 25 日(木)
環境省 那覇自然環境事務所 所長 植田 明浩 沖縄県環境生活部自然保護課 課長 富永 千尋
担当：やんばる自然保護官事務所 (やんばる野生生物保護センター) 自然保護官 山本 以智人 電話：0980-50-1025 沖縄県自然保護課 主任技師 比嘉 剛 電話：098-866-2243

環境省那覇自然環境事務所と沖縄県環境生活部自然保護課では連携協力して、北部3村において平成12年度からマングース駆除を行っており、平成17年度からは外来生物法に基づく防除事業を実施しています。

平成17年度から平成26年度までの10年計画として、SFライン（大宜味村塩屋(S)から福地ダム(F)を結ぶライン）以北からの完全排除を目指した対策を続けてきました。やんばるマングースバスターズによる継続的な捕獲が功を奏し、マングースの生息数は大きく減少し、ヤンバルクイナなどの在来種の回復傾向などが見られています。また、マングースの捕獲に関する各種データの蓄積も進み、マングースの完全排除に向けた方策を検討できる状況になってきました。

このため、平成24年度にこれまでの成果を踏まえて、実施計画の見直しを行い、平成25年度から平成34年度までの10年間で、新たに完全排除を目標とする第2期防除実施計画を定め、本計画を始動させていますのでお知らせします。

1. これまでの防除事業の概要

○導入の経緯と対策の開始

我が国のマングースは、1910年にバングラデシュから輸入され沖縄島南部で17個体放獣されたものに端を発します。マングースは定着し、個体数を増やしながら分布域を拡大していきました。大宜味村塩屋から東村平良の地峡部（細くくびれているところ）を越えて、いわゆるやんばる地域に侵入したのは1990年代に入ってからと考えられています。その後もマングースは北上を続け、内閣府沖縄総合事務局北部ダム事務所では平成5年度から環境調査の一環としてダム周囲での小規模なマングース捕獲を実施していました。沖縄県では平成11年度に生息状況の調査などを実施し、平成12年度より駆除事業を開始しました。環境省がマングース駆除を開始したのは平成13年度からになります。

○外来生物法に基づく防除事業

平成 17 年度には、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」に基づいて同法に基づく防除事業を進めるため、「沖縄島北部地域におけるジャワマングース防除実施計画」を策定し、平成 26 年度までの完全排除を目標とする当初の防除実施計画に沿って、環境省と沖縄県が連携して防除事業を実施してきました。沖縄県はマングースが多い、やんばる地域南部地域を中心に、環境省は希少種の多いやんばる地域北部地域を中心に、分担、協力しながら防除を進めてきました。

沖縄県と北部ダム事務所では、平成 17～18 年度に SF ラインにマングースの往来を抑止するための北上防止柵を設置し、さらに沖縄県では平成 23～24 年度に ST ライン(大宜味村塩屋(S)から東村平良(T)を結ぶライン)に新たな北上防止柵を設置しました。防除実施計画では、SF ライン以北の地域を対象とし、この二重のフェンスによって南部からの侵入を阻止することとしています。

平成 20 年度からは、沖縄県と環境省のそれぞれの雇用従事者を「やんばるマングースバスターズ(以下「バスターズ」)」と呼ぶこととし、連携を強化しています。バスターズの人数を年々増やし、今年度は 37 名体制で捕獲作業等を実施しています。捕獲作業には、主に当初から使用していた生け捕り式のはこわな(カゴわな)に加えて、平成 20 年度に新たに導入した筒型捕殺わな(筒わな)を使用し、ケナガネズミやオキナワトゲネズミ等の在来種の分布状況に応じて、両わなを使い分けています。

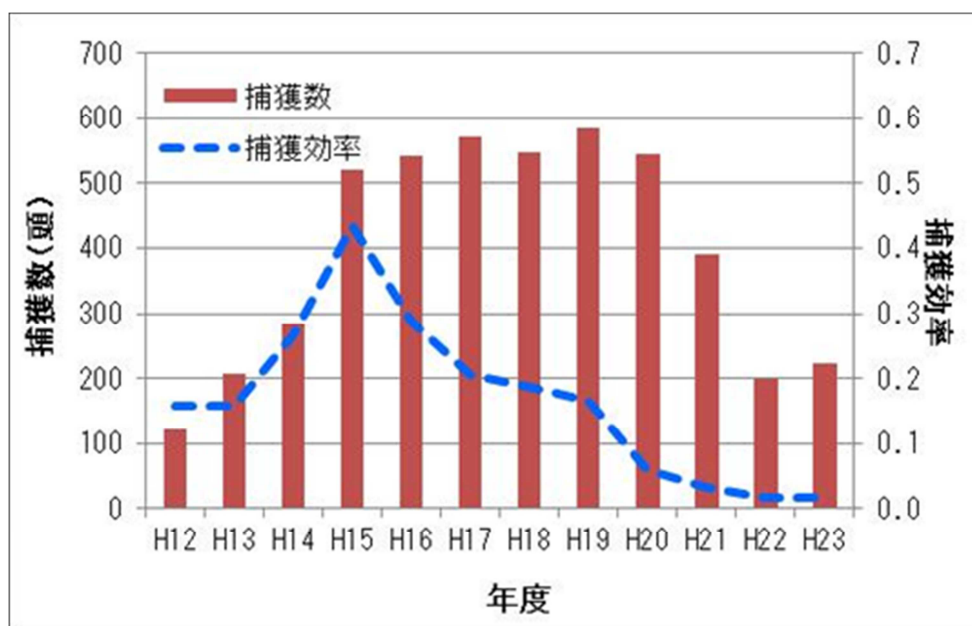


図 1. SF ライン以北のマングースの捕獲数と捕獲効率の年度別推移

※捕獲効率=捕獲数/捕獲努力量×100

○防除の成果

マングース捕獲数は平成 15～20 年度は SF ライン以北で毎年 500～600 頭を捕獲していましたが、平成 21 年度には 396 頭、平成 23 年度には 255 頭(別途実施している米海兵隊による事業実績も含む)となっています(図1)。平成 21 年度からは、マングースの生息数が非常に少なくなった地域で生息状況を正確に把握し、効果的に捕獲するための手法としてマングース探索犬(ジャーマンシェパード)を導入し、ハンドラーとともに探索を実施し捕獲のない地域でもマングースの生息情

報を発見するなど大きな成果を上げています。

これまでの年度ごとの捕獲結果については以下のサイトに掲載されています。

<http://www.env.go.jp/nature/intro/4control/bojokankyo.html>

このようなマングースの生息数の大幅な減少と生息密度の低下により、ヤンバルクイナなどの回復傾向が明らかになってきています。

2. 第2期防除実施計画の概要

平成24年度に、これまでの防除事業等の成果を踏まえて「沖縄島北部地域におけるジャワマングース防除実施計画」の見直しを行いました。新たに作成した「第2期沖縄島北部地域におけるジャワマングース防除実施計画(以下、「第2期防除実施計画」という)」により、平成34年度までに沖縄島北部地域からマングースを完全に排除することを目標とし、以下の方針で防除を行うこととしています。

- ① 地形状況等を踏まえ、SFライン以北の地域を40km²程度の面積で根絶作業区域に分割しマングースの生息密度が低い根絶作業区域Ⅰ(北側)の区域から順に根絶を達成していく、(図2)。
- ② 各根絶作業区域をマングースの生息密度に応じて、①低密度化、②残存個体の排除、③根絶確認、④フォローアップ、⑤根絶状態の維持の5つの段階に分けて、各段階の実施内容に応じて作業を行う。

以上の作業を進めることにより、分布域北端から順次マングースを排除した区域を拡大させ、最終的には沖縄島北部地域からの完全排除を達成する。

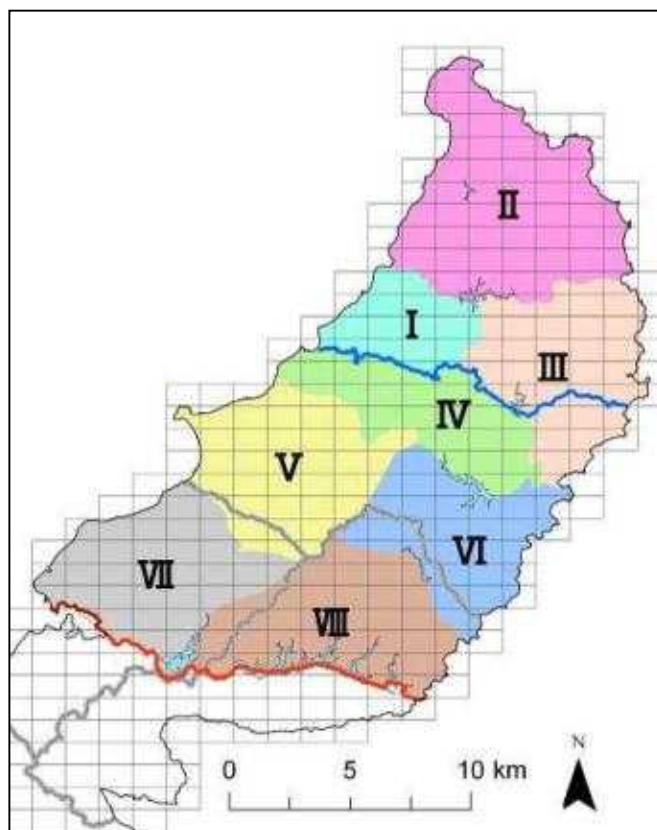


図2. 根絶作業区域

第 2 期防除実施計画(別紙含む)の全文については、那覇自然環境事務所のホームページに掲載しています。

<http://kyushu.env.go.jp/naha/wildlife/gairai.html>

3. バスターズの作業へのご理解とご協力をお願いします。

バスターズの仕事は、毎日林内を歩いてわなの点検をする作業が中心になりますが、そのほかにも在来種のセンサス調査、センサーカメラやヘアトラップの管理などを行っています。また、探索犬とハンドラーのチームは、マングースとその痕跡の探索を実施しています。日々のバスターズによる大変な作業の蓄積が、これまでの成果を築き上げてきたことは紛れもない事実です。一方で、第 2 期防除実施計画のフェーズは、マングースがわなで捕獲できないことと、マングースがその地域に生息していないことの違いを丹念に調査しながら、地域的な根絶状態を作り上げ、維持・拡大させていく作業で、これまでも増して大変な仕事です。捕獲数が少なくなってきたといっても、このまま簡単にいなくできるものではありません。マングース防除の仕事はこれからが正念場なのです。

やんばる地域の生態系の回復を目指した取り組みをご理解いただくと共に、これからもバスターズの活動を応援していただきたいと思います。